

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

2021年4月1日

株式会社ビーロット

2021年4月1日

東京都港区新橋一丁目11番7号
株式会社ビーロット
代表取締役社長 宮内 誠

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、当社の100%子会社である株式会社ライフステージ（大阪市淀川区西中島五丁目5番15号）との間で2021年2月15日に当社を吸収合併存続会社、株式会社ライフステージを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、2021年4月1日を効力発生日として、合併により当社は株式会社ライフステージの権利義務全部を承継して存続し、株式会社ライフステージは解散しました。つきましては、吸収合併存続会社として、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に従い下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

① 吸収合併の差止請求

消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

② 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社である株式会社ライフステージは、当会社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

③ 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

④ 債権者の異議

吸収合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、吸収合併消滅会社は、2021年2月16日付で官報に公告を行うとともに、定款で定める公告方法である電子公告を行いました。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

① 吸収合併の差止請求

簡易合併のため、該当はありません。

② 反対株主の買取請求

簡易合併のため、該当はありません。

③ 債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2021年2月16日付で官報に公告を行うとともに、定款で定める公告方法である電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2021年4月1日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社ライフステージからその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項は、別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2021年4月1日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。